

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

成人直後の若者が狙われる!?消費者トラブル
～ 18歳になる成人に!! ～

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。つまり、現在、高校2年生の生徒は18歳の誕生日を迎えると成人になります。成人になると、自分で様々な契約（高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など）を結ぶことができるようになりますが、一方で、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければならなくなります。

成人として各種契約を結んでしまうと、かつて「未成年者取消権」で保護されてきた18歳・19歳の若者が、その保護を受けられなくなります。そのため、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルの増加が懸念されています。

*未成年者取消権…判断力の未熟な未成年者が不利益を受けないよう、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができます。

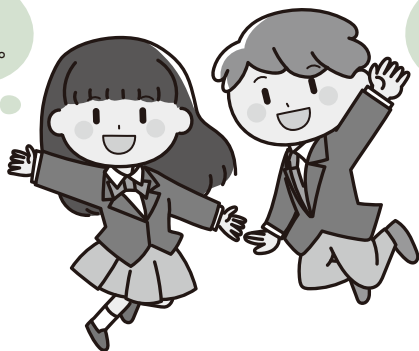
家族やお知り合いに中学生・高校生がいる場合は、普段から次のことを意識するように声をかけていただき、成人になるまでに少しずつ準備しましょう。

- ✓ 「自分は大丈夫」と過信しない
- ✓ 最新の消費者トラブル事例や手口などに興味をもつ
- ✓ ネットリテラシー・金融リテラシーを身につける
- ✓ おいしい話をうのみにしない

大人なので取り消せません
成人として扱われるため、契約を
取り消すことができなくなります。

大人なので契約できます
成人として契約を一人で結ぶ
ことができるようになります。

大人なので必ず確認
契約を結ぶ際には、事前に
契約内容を確認しましょう。



大人なので無理はしない
本当に支払いができるのか、
自分の収入に見合った買い物を。

「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル 2、3
- 暖房器具の事故に注意！！ 4
- カセットこんろ・カセットボンベの安全な使い方 5
- 令和4年度（上半期）消費生活相談の状況 6
- マイボトル運動始まっています！／エシカル・チャレンジ2022のお知らせ 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

若者が被害に遭いやすい消費者トラブル

怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「すごいもうけ話がある。投資のプロを紹介する。」と誘われ、紹介された人物から「私の情報商材を購入すれば、絶対にもうかる。消費者金融で借金してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も支給する」と説明された。借金をして、その情報商材を購入したが、勧誘の方法ばかりで投資についての情報は何もなかった。解約したいが、半額しか返金できないと言われた。

投資等の情報商材を人に紹介すれば報酬を得られると勧誘するマルチ商法が若者間で見られます。学校や職場の友人・先輩、SNS等で知り合った人からの紹介がきっかけのケースがよくみられますが、事業者の実態が分からない上、連絡先も分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。



アドバイス

- 1 実態や仕組みが分からない怪しいもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- 2 借金してまで契約するのはやめましょう。
- 3 断れずに契約してしまったら、なるべく早く消費者ホットライン188へ電話相談を。
- 4 知り合いを勧誘すると人間関係が悪化し、自分が加害者となってしまうかもしれません。

エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

必ず痩せるというエステのモニター募集広告を見て、店舗に出向いたところ、20万円のコースを勧められた。家族に相談しようとしたが、『契約するなら、絶対に今日中がお得！もう成人なのだから、自分で決められるでしょ。』と急かされ、契約した。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。

エステや美容医療は、20歳代に多い相談ですが、10歳代でも「脱毛エステ」などの相談がみられます。契約の前に、長期間のエステであれば、契約の内容や解約の条件を、美容医療であれば、身体的なリスクや今すぐ施術する必要があるのかをよく考える必要があります。

きちんと説明を受け、理解したか、施術の前に以下のことを確認しましょう。説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。



アドバイス

- 1 契約前に、施術内容や料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入に必要な商品があるかなどを確認しましょう。
- 2 事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
- 3 その場の雰囲気にならなれず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。

そのインターネット通販サイト、安全ですか？



事例

新型コロナウイルス感染症の流行の影響などで、インターネット通販を利用する機会が増えました。その中で、「注文した商品が届かない」、「注文した商品とは異なる商品が届いた」、「業者と連絡が取れない」などのトラブルが発生しています。また、実在の通信販売サイトをかたった詐欺サイトである場合があります。以下のことに注意して、インターネット通販を利用しましょう。

アドバイス

- 1 ネット店舗の所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- 2 激安で販売されているなど、購入する商品が模倣品でないかを注意しましょう。
- 3 配送方法や配送期間などが、どの程度かかるかを知っておきましょう。
- 4 キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意を)

リボ払いに注意！

事例

クレジットカードの申し込み時に、自動でリボ払い(リボルビング払い)になる設定に気付かず、何年間か利用していた。利用明細を確認していなかったため、気付いた時には借入残高が数十万円になっていた。

クレジットカードのリボ払いとは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う返済方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、借入残高が分かりにくい、支払いが長期化するなどの点に注意が必要です。

アドバイス

- 1 クレジットカードを申し込む際、リボ払い専用のカードである場合や初期設定がリボ払いになっている場合があるので、必ず確認しましょう。
- 2 毎月の利用明細は必ず確認し、心当たりのない請求に関してはすぐにカード会社に問合せましょう。
- 3 リボ払いを利用する場合は、借入残高と手数料、毎月の支払額を特に確認しましょう。

不安を煽る霊感商法・開運商法にご注意！



不運や先祖のたたりなどの話をして、不安を煽ったうえで、お布施や祈祷を勧めたり、高額なツボや印鑑の購入を勧められたりするなどの消費者トラブルも存在します。これは霊感商法と呼ばれるものです。一度、開運グッズを購入したことをきっかけに、さらに不安を煽り、開運グッズを売りつけられてしまう事例もあるので、十分に注意してください。

大金を支払うことで、運が開けたり、幸せになったりするわけではありません。「さらに災いが降りかかる」など不安を煽るようなことを言われてもきっぱりと断りましょう。

暖房器具の事故に注意!!

総務省消防庁によると、平成26年から平成30年までの5年間に電気ストーブによる火災は2,442件、電気こたつによる火災は192件発生しています。平成30年は、電気ストーブと電気こたつによる火災が合わせて493件発生し、死者が67人、負傷者は213人でした。特に65歳以上の高齢者で死者及び負傷者が多くっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です。

電気暖房器には裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、電気ストーブや電気こたつで洗濯物を乾燥させていたり、ヒーターに布団や座椅子が接触していたりして、火災が発生していました。

寒さが本格化するこれからは、電気ストーブや電気こたつによる火災が最も多く発生する時期です。

こぼれた灯油に引火して火災

原因 カートリッジタンクに給油後、石油ストーブへ戻す際に灯油がこぼれ、拭き取りが不十分な状態で点火したためこぼれた灯油に引火し、燃え広がった。

ガソリンを誤給油して火災

原因 誤ってガソリンを給油して点火したため、異常燃焼を起こし、火災に至った。

電気ストーブに毛布が触れて火災

原因 電気ストーブをベッドの近くで使用していたため、布団がヒーターに触れて火がついた。



電気こたつで発煙

原因 やぐらの中にこたつ布団を押し込んだため、布団がヒーターの保護カバーと接触し、焦げて発煙した。

電気ミニマットで火災

原因 電気マットをベッドのマットレスの上に置いて就寝時に使用していたことから、ベッドの沈み込みなどでヒーター線がずれて重なり合い、異常発熱して焼損した。

ガスファンヒーターが爆発

原因 専用のガスホース（ガスコード）ではなく、取扱説明書で禁止されているゴム管で接続していたため、接続部からガスが漏れ、ファンヒーターの火が引火した。



就寝中に一酸化炭素中毒

原因 密閉した室内で使用していたため、給気不足から不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生した。

湯たんぽで低温やけど

原因 ゆたんぽを長時間脚に接触させて使用したため、低温やけどを負った。



気をつけるポイント

電気こたつ・電気ストーブ共通

- ・就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ・洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。
- ・スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。
- ・ヒーター部分のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。

電気こたつ

- ・布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

電気ストーブ

- ・壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。